

**「公益事業者の電柱・管路等使用に関する
ガイドライン」の一部改正について**

平成22年1月
総務省総合通信基盤局

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の概要

1. 経緯と沿革

- ◆ 平成13年、IT戦略本部で取りまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」を踏まえて策定。
- ◆ 超高速インターネットを構成する**光アクセス網の整備促進**のため、電気通信事業法に規定する**他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定制度の運用基準**を定めたもの。
- ◆ 附則において、**毎年4月1日に検討**を行い、**その結果を踏まえ見直し**を行うこととされており、これまで4次の改正。

2. 規定事項

(1) ガイドラインの対象

- ①設備保有者：電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者
- ②事業者：認定電気通信事業者
- ③設備：電柱、管路、とう道、ずい道その他の線路を設置するために使用できる設備

(2) 設備提供4原則

- ①公正性の原則
- ②無差別性の原則
- ③透明性の原則
- ④効率性の原則

(3) 貸与手続等

- ①調査回答期間：原則2ヶ月以内に提供の可否を回答。
- ②貸与拒否事由：区間に空きがない場合、技術基準に適合しない場合等を規定。
- ③貸与期間：原則5年

ガイドライン改正案の概要

1. 改正事項と背景

(1)「鉄塔等」の追加

◆ 対象設備に、**携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加(第1条第1項)**し、各規定の適用関係を整理。

◆ 鉄塔等を設置する物理的なスペースや景観条例等との関係により、鉄塔等の共用に関するルールを整備するものであり、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情報通信審議会答申)でガイドラインの改正につき提言されている他、関係事業者に対する調査においてもルール化の要望があったもの。

(2)その他

◆ 設置した伝送路設備が不要となった場合に**事業者が当該設備を撤去することとする規定を追加(第5条第5項)**。

2. 主な規定内容の比較

規定事項	電柱・管路等	鉄塔等	備考
対象設備	電柱、管路、とう道、ずい道その他の線路を設置するために使用することができる設備	鉄塔その他の空中線を設置することができる設備	
設備保有者	電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者	電気通信事業者	電気通信事業者以外の者が設置した鉄塔は、本来的に空中線の設置を目的として整備されたものではないため
事業者	認定電気通信事業者	同左(ただし、 携帯電話の基地局の設置を目的とするものとする。)	空中線設置目的の明確化を図るため
調査回答	原則2ヶ月以内に回答。	同左	
貸与拒否事由	空きスペースが無い場合、技術基準に適合しない場合等	同左	
貸与期間	原則5年	同左	
貸与の対価	原価に基づく適切な設備使用料	同左	
一束化・支線共用	ルールを適用	—	

(土地等の使用権)

第二百二十八条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線(主として一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内(以下この項において「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。)並びにこれらの附属設備(以下この節において「線路」と総称する。)を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの(第四項において「行政財産等」という。))を除く。以下「土地等」という。)を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)に対し、その土地等を使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2~8 (略)

(裁定の申請)

第二百二十九条 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者は、総務省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 (略)

(参考2)「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」 (平成21年10月16日情報通信審議会答申)【抜粋】

第2章 モバイル市場の公正競争環境の整備

2. モバイルネットワークインフラの利活用

移動網を構築する上では、業務区域内に基地局をきめ細かく整備することが必要となるが、新規参入事業者がサービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには、相当の期間やコストが必要となる。また、空中線(アンテナ)を設置するための鉄塔などを設置する物理的なスペースは限られており、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もある。

本項では、移動通信事業者(MNO: Mobile Network Operator)のネットワーク構築に当たって、他MNO網の利活用を図ることは、新規参入や事業展開等を容易にする面はあるが、他方、周波数の割当を受けた事業者は、自ら設備を構築することが前提と考えられる点も踏まえ、以下、(1)鉄塔等の設備共用ルール、(2)ローミングの制度化について検討することとする。

(1) 鉄塔等の設備共用ルール

1) 現状

携帯電話の基地局に使用される鉄塔は、NTTドコモによると、アングルトラス型(L型鋼材を組み合わせた4脚鉄塔)、シリンダー型(円筒鋼管柱)、パンザ(鉄柱)、コンクリート柱の4種類に大別される(KDDIも同様の状況)。

アングルトラス型は、主にエリア展開初期に広範囲をカバーするために使用され、シリンダー型・パンザ・コンクリート柱は、エリア充実に目的に小さなエリアを補完するために使用されるものである。なお、高コストとなるアングルトラス型とシリンダー型は、コスト削減の観点から、最近では新たな構築事例は少ない状況にある。

鉄塔の共用については、NTTドコモは、複数設置が困難な場所で構造上可能であれば実施しているが、その実績割合は鉄塔全体の1%未満であり、アングルトラス型以外には共用実績が存在していない状況である。なお、アングルトラス型以外の鉄塔については、既設置アンテナ7の重量を満たす鉄塔を選定していることから、新たなアンテナを設置するためには、補強のための建替えが必要となる。

なお、ソフトバンクの鉄塔の共用実績は、鉄塔全体の1%未満であり、KDDIからも、同程度との回答が寄せられている。

2) 主な意見

提案募集等の結果、イー・モバイル等からは、資源の節約・有効利用、事業者のコスト削減や環境整備の観点から、鉄塔等の設備共用のルール化に賛同の意見が示された。また、ソフトバンクからは、共用は、費用分担の面等から断念せざるを得ないケースも多く存在するため、ルール整備が必要との意見が示された。

これに対し、STNetからは、電気通信市場では、設備競争がサービス競争の根幹であり、安易に設備共用をルール化した場合、鉄塔等の設備を建設して競争している事業者に不利となり、設備競争の後退につながるとの意見が示されるとともに、KDDI等からは、現状でも必要に応じて設備共用は事業者間で行っており、共用の是非や方法は、原則事業者間協議に委ねることが適切との意見が示された。

3) 考え方

鉄塔等の共用は、効率的なネットワーク構築を可能とし、事業者のコスト削減を実現するだけでなく、これが利用者料金の低廉化やサービスの多様化に用いられれば、利用者利便の向上にも資することになるものである。

しかし、鉄塔等の共用は、これまで事業者間協議を通じた自主的な取組として行われてきたところであり、これをMNOに義務付けることまでは必要ないと考えられる。その理由は、**移動通信事業は、限られた周波数の割当を受けて行うものであるため、原則として、自ら全国ネットワークを構築して事業展開を図ることが必要であり、また鉄塔等の共用を義務付けると、自ら鉄塔等を設置して設備競争を行っているMNOが不利となり、設備競争を阻害する懸念が示されている**からである。

また、一種指定制度では、電柱・管路等の線路敷設基盤は、コロケーションルールの対象として貸出ルールが整備されている点にかんがみ、鉄塔等の共用も、二種指定事業者に限定してルール化する考え方もあり得る。しかし、鉄塔等の共用は、コロケーションの場合と異なり、事業者間接続に伴うものではないこと、またコロケーションルールは、設備のボトルネック性と密接に関連した規制と考えられることから、二種指定制度において、鉄塔等の貸出ルールを整備することは適当でないと考えられる。

他方、**鉄塔等を設置する物理的空間が限られており、また景観条例等によって複数の鉄塔建設が制限される場合がある中で、自ら鉄塔等を設置しようとしてもできない場合がある**ことも事実である。

このような場合、現在、事業者間協議を通じて共用を行っている状況にあるが、費用分担の面等から共用を断念せざるを得ないケースも多いとの意見も示されており、**事業者間協議が円滑に行われず、鉄塔等が共用できない場合は、当該エリアでのサービスが提供されないこととなる結果、利用者利益の阻害につながる**ことになる。

このため、事業者間協議を通じた自主的な共用という現行の枠組みをベースとしつつ、事業者間協議の一層の円滑化を図ることにより、鉄塔等の共用の促進を図ることが利用者利便の向上の観点から必要とされることである。

具体的な促進方策の検討に際しては、固定通信市場における取組が参考になる。当該市場においては、電柱・管路等の線路敷設基盤の有効活用を図る観点から、2001年に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が策定され、電柱・管路等の貸与の申込手続や拒否事由等が定められているところである。モバイル市場においても、鉄塔等のネットワーク構築を行う上で基盤となる設備の有効活用を図ることは、利用者利便の向上に資すると考えられることから、**総務省においては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定し、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めることが適当**である。

また、鉄塔等の共用について、上記ガイドラインの適用等を含めて紛争事案が発生した場合、これを解決する事後的な紛争処理機能が存在することは、鉄塔等の共用促進に大きな効果を有することになる。この点、総務大臣の認可を受けて鉄塔の権原者を行う鉄塔共用(使用权設定)に係る協議については、当該協議が不調の場合などに総務大臣裁定の利用が可能である(事業法第128条～第132条)。

しかし、当該総務大臣認可を受けて行う協議は、公用使用たる使用权を設定するための公法上の手続であり、一般的な事業者間協議とは性格を異にし、利用実績も、制度創設後1件しかない状況にある。この点、一般的な事業者間協議であっても、電気通信設備の共用であれば、総務大臣裁定や紛争処理委員会の紛争処理機能の対象となる(事業法第38条等)ため、鉄塔等の共用を促進する上での紛争処理機能の重要性にかんがみ、総務省においては、鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当である。

(参考3) 鉄塔等の共用に関する設備保有者及び事業者からの要望(1)

毎年、設備保有者及び事業者に対して行っているアンケート調査において、鉄塔等の共用に関する要望があったもの。
(調査期間:平成21年11月6日～12月4日)

	鉄塔等の共用に関する要望	要望に対する考え方(案)
設備保有者からの意見	<p>携帯電話事業者は、鉄塔設置によるエリア構築はユーザ獲得上重要なファクターとして、自ら戦略的に設置しているものであり、共用は設備構築インセンティブ確保の観点から、相互に貸借しあう枠組みで実施。貸与の期間や対価を事業者間の合意に基づき実施してきているものであることから、ガイドラインの策定にあたっては、これらの実態を考慮すべき。 【NTTドコモ】</p>	<p>ガイドラインは、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめたものであり、鉄塔等の共用に関する規定の追加によって、この考え方に変更を加えるものではない。</p>
	<p>既に共用を行っているものの中には、ガイドラインの内容と異なるものもあるが、これらについては従前の扱いを継続せざるを得ない場合がある。接続ルールの答申にある「事業者間協議を通じた自主的な共用という現行の枠組みをベースとしつつ」とあるように、継続できるものとして認めるべき。 【KDDI】</p>	
	<p>貸与拒否事由として、(1)電波干渉が想定される場合、(2)近隣住民の反対等により設備増設が困難な場合、(3)土地やビルの所有者等からの承諾が得られない場合を規定すべき。 【KDDI】</p>	<p>(1)の電波干渉については、現在のガイドライン第3条第1項第7号の「設備関係法令等の条件を満足しない場合」に該当するものと考えられる。 (2)及び(3)については、現在のガイドライン第10条第3項において事業者が地権者等との間で必要な調整を進めることとされており、調整がつかない場合には、第3条第1項第9号の「設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合」に該当するものとして貸与拒否事由となり得るところ。</p>
	<p>貸与期間について、ガイドラインでは原則5年とされているが、鉄塔は20年で償却しており、短期で解約される場合を想定して、補強費用の事前一括払いや解約時の残額一括払い等のルール化が必要。 【KDDI】</p>	<p>貸与期間については、原則を定めたものであり、当事者間の合意に基づいてこれより長い期間を定めることを妨げるものではない。</p>

(参考3) 鉄塔等の共用に関する設備保有者及び事業者からの要望(2)

	鉄塔等の共用に関する要望	要望に対する考え方(案)
設備保有者からの意見	事業者は、鉄塔共用に関する近隣住民等への必要な対応等を適切に行うことが必要。 【KDDI】	現在のガイドライン第10条第3項において、事業者は「設備の定着する土地」及び「伝送路設備が上空を通過する土地」の所有者等との間で「必要な調整を進めるものとする」とされており、鉄塔等についても同条項が適用されること。
	情報開示について、使用者側で鉄塔の有無を確認できることから照会スキームは不要であり、調査申込スキームのみで十分。 【KDDI】	鉄塔等の存在は確認できても、当該鉄塔等が使用可能か否かについては把握できないもの。共用手続の円滑化を進める観点から、照会スキームは必要。
事業者からの意見	携帯事業者所有の鉄塔だけでなく、現在共用時のルールが定まっていない電気通信事業者の鉄塔や公益事業者の鉄塔も含めるべき。更に自治体や政府機関が所有している鉄塔への拡大についても検討すべき。 【KDDI】	ガイドライン改正案においては、携帯電話事業者以外の電気通信事業者が保有する鉄塔も対象。その他の公益事業者等が保有する鉄塔については、携帯電話の空中線を設置することを目的として構築されたものではないことから、対象とはしていないもの。
	通信事業者の鉄塔の搭載可能条件等の借用可否の基準を明確化すべき。 【ソフトバンクモバイル】	今般のガイドライン改正案において対象設備に鉄塔等を追加し、貸与手続等に関する規定を適用することとしているところ。
	景観条例等が存在する、多数の鉄塔建設が好ましくない地域において、既に鉄塔を建設している事業者があれば共用するルールを設けるべき。 【ソフトバンクモバイル】	

今後の予定(案)

	平成22年1月	2月	3月	4月
情報通信審議会 (電気通信事業政策部会)		19日 ★ (諮問)	意見募集 19日	23日 ★ (審議・答申)
総務省				★ 改正ガイドライン 告示